

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2024年5月号

No.24-06

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2. 東京証券取引所

【改正】

「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表

東京証券取引所は2024年5月9日、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表しました。本改正では、上場規程の企業行動規範において、プライム市場上場会社に対して以下の内容が規定されました。

- ・ 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化
- ・ 会社情報について可能な限り英文開示を行うことの努力義務

英文開示の義務化については、2025年4月1日以後に開示するものから適用することとされていますが、所定の書面を提出することで1年間の猶予が認められます。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2024年5月14日）](#)

3. 金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

4. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

5. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

【最終基準】

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表

IASBは2024年5月9日、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本基準という）を公表しました。本基準は、次の条件を満たす子会社が、認識、測定及び表示についてIFRS会計基準に基づいて自社の一般目的財務諸表を作成する場合に利用することができる、IFRS会計基準と比較して削減された開示要求事項を定めています。

- 公的説明責任を有していない。
- その最終的な又は中間的な親会社がIFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している。

本基準を適用する企業は、財務諸表がIFRS会計基準及び本基準の開示要求に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述を注記する必要があります。本基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用を選択することができ、早期適用も認められます。早期適用する場合には、その旨の開示が必要になります。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2024年5月17日）](#)

【最終基準】

「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂」を公表

IASBは2024年5月30日、IFRS第9号「金融商品」の分類と測定に関する要求事項についての適用後レビュー（Post Implementation Review（以下、PIR））の結果を受け、「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂（IFRS第9号とIFRS第7号の改訂）」（以下、本改訂）を公表しました。このPIRにおいては、特に、ESGリンク特性を持つ金融資産の分類について多くの疑問が生じており、対応が必要とされていました。

今回の改訂では、偶発的な特性を有する場合を含め、金融資産の分類に関するガイダンスが追加され、特定の偶発的な特性を有する金融資産及び金融負債の開示規定もあわせて追加されています。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する開示の見直しや、電子送金システムを通じた決済について金融負債の認識の中止を認める例外的な取扱いの追加などの改訂も行われています。

主な改訂内容は以下のとおりです。

- 金融資産の分類に関する追加のガイダンス
 1. 基本的な融資の取決めに係る利息の構成要素の明確化
 2. 偶発的な特性により契約上のキャッシュ・フローの時期または金額が変動する場合のSPPIの評価方法
- 資本性金融商品への投資に関する開示の見直し

- その他の改訂内容
 1. ノンリコース特性及び契約上リンクしている商品の特徴やルックスルーテストを行う際に企業が考慮する要因等の明確化
 2. 電子送金システムを通じて決済された金融負債の認識の中止要件

本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用も可能であり、その際は、特定の改訂・開示のみを先に早期適用することも選択できます。本改訂は過去に遡って適用されますが、比較情報の修正再表示は要求されません。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2024年6月6日）](#)

【公開草案】

公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表

IASBは2024年5月8日、公開草案「再生可能電力に関する契約（IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案）」（以下、本公開草案）を公表しました。本公開草案は、以下の要件をともに満たす再生可能電力に係る契約を対象としています。

- 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、電力の供給のタイミングまたは供給量を保証できない契約
- 電力購入者が、数量リスク（電力の供給量が、供給時点における購入者の需要量と一致しないリスク）に晒されている契約

上述の要件を満たす契約について、本公開草案は、以下の会計処理に関する実務上の課題に対応するためにIFRS第9号を改訂する提案を行っています。

- 再生可能電力の購入者による「自己使用」の例外の適用可否を検討する際に考慮すべき事項を定める。
- 一定の要件を満たす場合に、再生可能電力の変動する予定売上または予定購入へのヘッジ会計の適用を認める。

また、本公開草案は、IFRS第7号の改訂により、再生可能電力に係る契約条件、公正価値測定に関連する情報、電力の売手となる企業の業績に与える影響等の開示を求めることを提案しています。

本公開草案に対するコメント期限は、2024年8月7日です。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2024年5月26日）](#)

6. 米国財務会計基準審議会（FASB）

今月、特にお知らせする事項はありません。

■ 関連資料紹介

- [IFRS会計基準財務諸表ガイド - 銀行業の開示例 \(2023年12月版\)](#)
- [2024年3月期決算の留意事項 \(会計\)](#)
- [IFRS会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例 \(2023年9月版\)](#)
- [IFRS会計基準年次財務諸表ガイド - 開示チェックリスト \(2023年9月版\)](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開設いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ \(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)